

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和2年3月5日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時48分

出席者 委 員 委員長 坂 東 一 敏
小 平 啓 佑 川 上 均 茂 呂 健 市
広 瀬 義 明 小 堀 良 江
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子
大 谷 好 一 青 木 一 男 内 海まさかず
小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃
入 野 登志子 千 葉 正 弘 白 石 幹 男
永 田 武 志 福 富 善 明 関 口 孫一郎
針 谷 正 夫 梅 澤 米 満 福 田 裕 司
中 島 克 訓 天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	福 原	誠
教 育 部 長	川 津 浩	章
生 涯 学 習 部 長	鵜 飼 信	行
商 工 振 興 課 長	秋 間 広	行
観 光 振 興 課 長	白 井 一	之
農 業 振 興 課 長	櫻 井	茂
農 林 整 備 課 長	黒 子 俊	之
産 業 基 盤 整 備 課 長	澁 江 和	弘
大 平 産 業 振 興 課 長	大 久 保 勝	弘
藤 岡 産 業 振 興 課 長	毛 塚 政	宏
参 事 兼 都 賀 産 業 振 興 課 長	大 橋 嘉	孝
西 方 産 業 振 興 課 長	手 塚 宏	夫
参 事 兼 岩 舟 産 業 振 興 課 長	苗 木	裕
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎	
学 校 施 設 課 長	稲 田 菊	二
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義	美
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	飯 島 正	則
文 化 課 長	金 井 武	彦

令和2年第2回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和2年3月5日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第20号 栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第2 議案第21号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）
- 日程第3 議案第22号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）
- 日程第4 議案第23号 財産の処分について（日光市瀬川地先）
- 日程第5 議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第6 議案第31号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第10号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（坂東一敏君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（坂東一敏君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（坂東一敏君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第20号 栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

稲田学校施設課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第20号 栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定についてご説明させていただきます。議案書は17、18ページ、議案説明書は30ページでございます。

初めに、議案説明書30ページをお開きください。提案理由であります、栃木市立大宮南小学校教育振興基金の全額を処分したことから、当該基金を廃止するため、栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

ここで、お手元の資料には記載はございませんが、本件の基金条例について補足説明させていただきます。この基金条例につきましても、昭和45年に地元の田村大作氏より大宮南小学校へ通うおいたちのためにプールの建設費へと100万円を寄附されたものであります。プール建設は市費のみで完成したことから、同年に大宮南小学校教育振興基金条例を制定しまして、児童のための図書購入に活用されてきたとのことであります。

今般、学校長より学校運営協議会に対しまして遊具の設置を提案したところ、同意が得られまし

たので、ブランコの設置費用に充当し、全額を処分したことから、本条例を廃止したいというものでございます。

恐れ入ります。議案書の17ページをお開きください。こちらは制定文となります。恐れ入りますが、18ページをお開きください。栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例は廃止するというものがあります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第2、議案第21号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第21号 財産の処分について、議案書及び議案説明書に基づきまして説明いたします。議案書は19ページ、議案説明書は31ページから34ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、31ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市千塚町地内の土地を日清医療食品株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものです。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

また、33ページが位置図、34ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の19ページをお開き願います。それでは、財産の内容についてご説明いたします。本件については、3区画を一括処分するものでございます。

まず1番、財産の表示につきましては、3区画とも権利は土地、地目は宅地でございます。面積はそれぞれ7,383.07平米、8,216.94平米、8,534.12平米で、合計いたしますと2万4,134.13平米となっております。

所在は、それぞれ栃木市千塚町1721番、1722番、1723番でございます。

2の売却の方法ですが、随意契約による売却でございます。

3の売却予定価格につきましては、3億4,014万8,402円でございます。

4番の売却相手は、東京都千代田区丸の内2丁目7番3号、日清医療食品株式会社代表取締役、菅井正一でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明ありがとうございます。日清医療食品と申しますと、弁当ですとか医療関係の食配を行っている会社だと認識をしておりますけれども、現状栃木市内においてこちらの会社とブッキングするといいますか、そういった形になる可能性がある会社等があるかと思うのですよね。今回日清医療さん、こちらのほうに会社をお出しになられる。やはり同様の業務を行うということでお出しになられることになっていらっしゃるのでしょうか。把握しているようでしたらお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） この日清医療食品は、議員様のご案内のとおり、医療の施設または福祉の施設に対します食材、弁当等を作っております。ここの本社の一番大きい工場が京都の亀岡市というところがございます。ここが本拠地となっております、九州、あと名古屋、岩槻と、関東圏では岩槻にサービスセンターがございます。そこをもって既に栃木市内の幾つかの福祉施設へのご提供もしているようです。今後は栃木市以外、当然栃木県、関東も中心になりますが、そのほかの北日本、次に東北やそちらのほうへの方面の進出なども随分計画しておりますので、栃木市内の業者さんとかぶることはあるかもしれませんが、目的は東日本に進出するというところで、比較的北のほうを向いているというふうに聞いてございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この日清医療食品さん、全国でも結構な大手でございまして、医療関係の中では名の通っている会社でございますけれども、現存している栃木市内の業者さんとあまり競争することなく共存していただけるようにご指導いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） ほかにありますか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 工場なのでしょうか、業務内容といいますか、あと雇用数とかが分かればお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） こちらの工場、これは工場でございます。フードケアファクトリーという名前を使いまして、比較的大きい工場を造るということです。雇用につきましても、地元の雇用を約300人ほどを考えているということで聞いております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにないですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第21号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第3、議案第22号 財産の処分について（栃木市千塚町地内）を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 1点説明する前に、ご訂正をお願いいたします。

先ほど私「フードケアファクトリー」と言いましたが、正式名は「ヘルスケアフードファクトリー」でした。申し訳ございませんでした。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 説明いたします。

ただいまご上程いただきました議案第22号 財産の処分について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は20ページ、議案説明書は35ページから37ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、35ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市千塚町地内の土地を東日本農産株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものです。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

また、36ページが位置図、37ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の20ページをお開き願います。それでは、財産の処分の内容についてご説明いたします。本件につきましては、2区画を一括処分するものでございます。

1の財産の表示につきましては、2区画とも種別は土地、地目は宅地でございます。面積はそれぞれ4,395.26平米、7,231.75平米で、合計いたしますと1万1,627.01平米となっております。

所在は、それぞれ栃木市千塚町1709番、1710番でございます。

2の売却方法は、随意契約による売却でございます。

3の売却予定価格は、1億5,740万4,161円でございます。

4の売却相手は、栃木市千塚町1710番地、東日本農産株式会社代表取締役、藤尾益造でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。この売却相手であります東日本農産株式会社さん、これがちょっと調べましても、なかなかこの会社だと確定できるものがなくて、一体どのような業務をおやりになっていらっしゃるのか、ちょっとわかりづらかったというのが1点と、もう一点は所在地のほうはもう既に千塚の1710番ということになっております。もうここでおやりになっていらっしゃるのですよね。もうここに本拠地を移転することが決まっていますらっしゃるのでしょうか。この2点についてお伺いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） この東日本農産につきましては、まず会社が2つの会社、親会

社がございます。1つは株式会社神明で、もう一つは株式会社高橋商事。まず、株式会社神明につきましては、大手の精米したお米を販売する会社です。これ結構大手でございます。また、株式会社高橋商事につきましては、北海道を拠点に、北海道の名産でございすななつぼしとかゆめぴりかがございます。このようなものを主に買い上げて精米し、全国に販売する会社です。大体道内に2割、道外を8割、ほとんど道外のほうを拠点に販売を行っており、この神明との連携もしているようです。

今回東日本、北海道から関東圏への進出を狙いまして、この大手神明、またこのお米を買い受けるほうの、買い付ける側の高橋商事、これが連携した中で新しい会社を興したということで、今現在登記もされてはおりますが、今回の地番につきましては、今回の議決、議案事項になっておりまして、当然まだ売却をしていないということでございすけれども、仮の契約をしております。仮の契約においての本拠地が当該地ということが法的にどうかということで、この辺も民法等よく調べまして、担当する部署からもこれは法的には問題ないと。ただ、今回の議決をいただいて正式な形になるというのが間違いないところでございす。そんなことで、新しい会社ということでございす。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） 完成後の雇用者数とかというのは分かるでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） こちらは今現在計画では17名の雇用が考えられております。市内ではそのうち13名を雇用したいというふう聞いております。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 小平委員。

○副委員長（小平啓佑君） その13名のうち正規、非正規、どのような方針で採用されるか、よろしく願います。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 我々のほうで今持っています立地奨励金という制度がございまして、こちらについては各企業様も大変助かるということで、この奨励金も立地の一つの要件になっているのかなと思っておりますが、そこには5名以上の正職員、正社員の雇用となっております。ですから、最低でも正社員は5名以上いて、そのほかに、こればかりは具体的なところはまだ聞いてございせんが、パートでありというようなこともあり得るかもしれませんが、今現在では正社員ほぼほぼかなというふう聞いておりますので、これはまだ具体的には今後の正式な申請というので

すか、その立地奨励金をいただくための申請書がございますので、その中で具体的には分かってく
ると思いますが、雇用は13名は必ず栃木市内の雇用が発生いたします。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第22号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、したがって議案第22号は原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第4、議案第23号 財産の処分について（日光市瀬川地先）を
議題といたします。

当局からの説明を求めます。

金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第23号 財産の処分
についてご説明を申し上げます。議案書は21ページ、議案説明書は38ページ、39ページになります。

初めに、提案理由についてご説明申し上げますので、議案説明書の38ページを御覧いただきたい
と思います。提案理由でございますが、栃木県で実施している杉並木オーナー制度の趣旨に基づき、
本市で所有している6本の並木杉のうち、2本を栃木県に売却することについて、地方自治法第96条
第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。この6本の並木杉につきまして
は、合併前の旧市町でそれぞれ所有をしていたものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

その下の位置図でございますが、大変小さくて恐縮でございますが、日光市内、旧今市市の杉並
木公園内の旧日光街道沿いにある立ち木でございます。

それでは、財産の内容についてご説明をさせていただきますので、議案書のほうを御覧いただい

ればと思います。21ページでございます。

まず、1の財産の表示でございます。種別につきましてはいずれも立ち木、価格につきましてはいずれも1,000万円、計2,000万円でございます。購入年月日につきましては、平成11年1月14日と4月27日。

所在につきましては、いずれも日光市瀬川地内でございます。

次に、2の売却の方法でございますが、日光杉並木街道保護基金を管理いたしております栃木県による買戻しになりますので、随意契約による売却になります。

3の売却予定価格でございますが、2,000万円でございます。

4の売却の相手方は、宇都宮市塙田1丁目1番20号、栃木県知事、福田富一になります。

本件につきましては、台風19号によります災害の復旧復興を進めていく中で厳しい財政状況を踏まえまして、本市の財源涵養の一環といたしまして県と協議し、処分を行うものでございます。どうぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） これ購入したときも1本1,000万円という形で購入していらっしゃると思いますが、今回買戻した理由が2本ということになりますけれども、その2本の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 金井文化課長。

○文化課長（金井武彦君） お答え申し上げます。

全体で6本所有してございますが、このような状況を踏まえまして、トータルでは4本ほど買戻ししていただきます予定でございます。今回補正予算で2本処分をさせていただきますと、新年度予算でさらに2本で、計2本残させていただきますと、引き続きこの日光杉並木の保全活動の趣旨に賛同してまいりたいというふうに考えているところでございまして、もともと各自治体ともこの制度が始まりましたときには、おおむね1本ずつ所有、取得をしたところでございます。ただ、都市規模とか財政規模が大きい宇都宮市などは2本購入してございましたので、さらに地元日光市なども複数本購入しているところでございます。本市も県内では比較的都市規模も大きいほうでございますし、引き続きもう2本を所有することで、日光杉並木の保護保全活動に協力してまいりたいということで2本残すというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

◎議案第9号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第5、議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

秋間商工振興課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）のうち所管部分につきましてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、5款労働費についてご説明いたします。恐れ入れますが、補正予算書の72、73ページをお開きください。1項1目労務諸費につきましてご説明いたします。補正額は900万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、東京圏からのU I Jターンによる市内事業所への就業を促進するとともに、中小企業の人手不足の解消を図ることを目的に補助対象要件を満たした移住者に補助金を交付し、本市への移住・定住を推進する事業でございますが、補助要件に該当する移住者が当初の見込みよりも大幅に少なかったことから減額するものであります。

次に、2目勤労者福祉施設費につきましてご説明いたします。補正額は47万1,000円でありまして、右の説明欄を御覧ください。勤労者総合福祉センター管理運営委託事業費につきましては、開館当初から借り上げている当センターの進入路について土地購入費を当初計上したところですが、ご家族の同意が得られない状況で、現在まで交渉が難航しており、本年度の土地購入の見通しが困難と判断したことから、今年度は借上料で対応すべく増額を行うものであります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明します。恐れ入りますが、74、75ページをお開きください。1項2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は788万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため減額をするものであります。以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の栃木県南地方卸売市場事務委託費につきましては、民営化した市場の土地、建物の維持管理事務について2市2町が小山市に事務の委託をしているところですが、本年度は職員人件費や施設整備費の減額が確定になったことに伴い、委託料を減額するものであります。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は138万9,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、水田や畑における経営所得安定対策制度に関する推進活動や補助要件確認に必要な補助金で、県の交付決定額に基づく補助金の減額であります。

次の首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、農業生産の規模拡大や経営の安定を図るための機械施設の導入などを支援する国や県の補助事業であります。要望の取下げや事業量の精査による減額分と本年度の国の補正予算事業担い手確保経営強化支援事業への事業要望に伴う増額分を相殺した結果、最終的に増額となったものであります。

次の人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合に支払われる機構集積協力金の県補助金で、国の要綱の改正及び当初より申請件数が減少したことに伴う減額であります。

次の担い手農地集積促進補助金につきましては、農地の利用集積、農業経営の規模拡大、担い手農家の育成及び耕作放棄地の解消とその予防を図るもので、当初予定より申請件数の増加が見込まれることに伴う増額であります。

次の産業祭開催事業費（藤岡）につきましては、台風19号の影響によりふじおか産業祭が開催中止となり、実行委員会への負担金が不要となったため減額するものであります。

次に、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額は917万9,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、本年度事業費が減額になったことから市負担金に残額が生じるため、減額を行うものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業費につきましては、本年度事業費が減額になったことから市負担金に残額が生じるため、減額を行うもの及び事業用地の残地購入費が不要となったことから、土地購入費を減額するものであります。

次の県営農業用河川工作物応急対策事業負担金につきましては、本事業を実施する小倉堰頭首工地区において台風19号の影響により全体事業費が増加し、市負担金が不足することから、増額を行

うものであります。

次の排水事業維持管理補助金（藤岡）につきましては、藤岡土地改良区が管理する排水機場において、台風19号の影響により人件費及び動力費が当初の見込みより大幅に増えたため、補助金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費（岩舟）につきましては、大岩藤土地改良区が実施する排水路整備について実施箇所の精査などにより整備延長が短縮されたことによって工事費の減額に伴い、市補助金を減額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、76、77ページをお開きください。補正額は7万9,000円でありまして、右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金積立金につきましては、令和元年度における森林環境譲与税の譲与額が確定したことから現在の積立金との差額を増額するものであります。

続きまして、7款商工費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、78、79ページをお開きください。1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は5億5,853万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。国庫補助事業プレミアム付商品券事業費につきましては、対象者である非課税者の申請件数が当初の想定数を下回ったことから、これに伴い役務費及び委託料を減額するものであります。

次の企業立地促進事業費につきましては、企業の設備投資計画の変更に伴う減額であります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は150万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。千塚産業団地自然環境モニタリング調査事業費につきましては、入札執行残額の減額であります。

続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、92、93ページをお開きください。1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は529万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。篤志奨学金給付事業費につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が4名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、とちぎ吾一奨学金の給付に役立てる寄附金等が当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の定住促進奨学金貸付事業費につきましては、住まいる奨学金の利用が72名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましては、財源内訳のふるさと応援寄附金に増額が生じたため、積立金を増額するものであります。

続きまして、3項3目学校建設費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、96、97ページをお開きください。補正額は3億4,277万1,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。中学校洋式トイレ改修事業費につきましては、国の第1次補正予算により学校施設環境改善交

付金の事業採択を受けたため、中学校10校分のトイレ改修工事費に関する事業費を増額するものがあります。

続きまして、4項3目図書館費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、98、99ページをお開きください。補正額は157万5,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に関わる寄附金を予定より多くいただいたため、積立額が当初予算を上回ることから積立金を増額するものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は1,939万2,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。上から2事業目、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に関わる寄附金の一部を今年度の事業に充当することによる積立金の減額が主なものであります。

次に、5目文化会館費につきましてご説明いたします。補正額は818万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。文化会館再編事業費につきましては、大型事業の見直しに伴う文化会館再編事業の凍結による基本構想作成業務委託料の減額が主なものであります。

続きまして、5項1目保健体育総務費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、100、101ページをお開きください。補正額は242万4,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。上から2事業目、スポーツ大会開催委託事業費につきましては、台風19号の襲来により開催を中止した事業の委託料を減額するものであります。

次のスポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に関わる寄附金を予定より多くいただいたため、積立額が当初予算を上回ることから積立金を増額するものであります。

続きまして、11款災害復旧費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、102ページ、103ページをお開きください。1項2目林業施設災害復旧費につきましてご説明いたします。補正額は150万円でありまして、右の説明欄を御覧ください。林業施設災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）（農林整備課）につきましては、みかも森林組合が実施する台風19号による林道損壊の復旧事業に対する補助金を増額するものであります。

次に、3項4目保健体育災害復旧費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、106ページ、107ページをお開きください。補正額は1億3,203万8,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。保健体育施設災害復旧事業費（令和元年度台風19号災害）（スポーツ振興課）につきましては、台風19号により被害のあった市内のスポーツ施設の復旧見直し等により工事請負費を減額するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 江面教育総務課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の42、43ページをお開きください。15款2項5目教育費国庫補助金

につきましてご説明いたします。補正額は1億567万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります1項目め、学校施設環境改善交付金につきましては、中学校10校のトイレ洋式化事業が補助採択されたことによる学校施設環境改善交付金であります。

次に、6目商工費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は8,695万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、プレミアム付商品券事業費補助金及び2項目め、プレミアム付商品券事務費補助金につきましては、対象者である非課税者の申請件数が当初の想定を下回ったことによる補助金の減額であります。

恐れ入りますが、補正予算書の44、45ページをお開きください。16款2項4目農林水産事業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は396万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります1項目め、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、国や県の補助事業における事業量の精査等による減額分と国の補正予算事業である担い手確保経営強化支援事業への事業要望による増額分を相殺したことに伴う県補助金の増額であります。

次の人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、国の要綱が改正されたこと及び機構集積協力金の申請件数が当初予定より減少したことに伴う県補助金の減額であります。

次の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、水田や畑における経営所得安定対策制度に関する推進活動や補助要件確認に必要な補助金で、県の交付決定額に基づく県補助金の減額であります。

恐れ入りますが、補正予算書の46、47ページをお開きください。16款2項5目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は775万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1項目め、移住支援金交付事業費補助金につきましては、国からの地方創生推進交付金を活用して取り組みます移住支援金交付事業に対する県からの補助金であり、補助要件に該当する移住者が当初の見込みよりも大幅に少なかったことから減額するものであります。

次の周遊観光促進交通対策支援事業補助金につきましては、台風19号での主要観光施設が被害を受けたことにより実施できなかった栃木の魅力を海外へ発信プロジェクト2020事業に対する県補助金を減額するものであります。

次に、9目災害復旧費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2億496万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります1項目め、林業施設災害復旧事業費補助金につきましては、令和元年台風19号により損壊した林道を森林組合が復旧することに対する県からの補助金であります。

3つ飛びまして、5項目め、公立社会教育施設災害復旧費補助金（スポーツ振興課）と6項目め、公立社会教育施設災害復旧費補助金（文化課）につきましては、スポーツ振興課及び文化課の所管する施設の復旧工事に対する補助金ですが、災害査定の関係で補助金額を減額するものであります。

次に、17款1項2目利子及び配当金につきましてご説明いたします。補正額は2,000万5,000円の

減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります7項目め、ふるさと文化振興基金利子につきましては、基金利子の利率が低かったことによる減額であります。

恐れ入りますが、補正予算書の48、49ページをお開きください。17款2項1目不動産売払収入につきましてご説明いたします。補正額は5億2,073万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります2項目め、千塚産業団地土地売払収入につきましては、分譲が進んだことによる増額であります。

次の並木杉売払収入につきましては、市で所有している並木杉2本を栃木県に買い戻していただくことによる収入であります。

次に、18款1項6目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は118万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。ふるさと文化振興基金寄附金につきましては、寄附金額が当初の見込みを下回ることによる減額であります。

恐れ入りますが、補正予算書の50、51ページをお開きください。19款2項20目篤志奨学基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は252万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。篤志奨学基金繰入金につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が4名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

次に、21款5項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は3億1,270万円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。所管部分であります2項目め、国庫補助事業プレミアム付商品券販売金（商工振興課）につきましては、対象者である非課税者の申請件数が当初の想定数を下回ったことによる減額であります。

以上をもちまして所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤義美君） 続きまして、繰越明許費補正につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。上から10事業目、5款労働費、1項労働諸費、勤労者総合福祉センター進入路土地購入につきましては、用地交渉が難航しており、年度内の土地購入が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の6款農林水産業費、1項農業費、首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、国の補正予算事業である担い手確保経営強化支援事業を活用した農業用機械の導入について補助採択見込みであり、年度内完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の畜産振興補助事業につきましては、家畜伝染病、豚熱、いわゆる豚コレラの感染拡大防止対策のため、イノシシ等の侵入防御柵設置に対する補助事業について、年度内に完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の農畜産業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害）（農業振興課）につきましては、国の

被災農業者向け支援事業である被災農業者支援型補助事業費補助金を活用した農業用ハウスや機械の修繕や再建、取得について、年度内に完了が困難と判断したため繰越しをするものであります。

次の農畜産業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害）（農林整備課）につきましては、崩土等除去・敷地復旧補助金において被災農地の所有者が工事完了に不測の日数を要し、年度内の申請が見込めないため繰越しをするものであります。

次の県単独農業農村整備事業（西方）につきましては、令和元年10月に発注予定でありました西方町真名子地内の農道整備事業が令和元年10月台風19号により事業計画区域内の路肩が崩落し、災害復旧事業による復旧工事を優先するため、年度内の完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の6款農林水産業費、2項林業費、応急対策事業費（令和元年台風19号災害）（農林整備課）につきましては、崩土等除去・敷地復旧補助金において被災山地の所有者が工事完了に不測の日数を要し、年度内の申請が見込めないため繰越しをするものであります。

恐れ入りますが、9ページを御覧ください。1事業目、7款商工費、1項商工費、中小企業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害）（商工振興課）につきましては、台風19号により被災した市内事業者の早期復旧を支援する事業ですが、年度内完了が見込めない方や年度内申請が間に合わない方への対応のため繰越しをするものであります。

次の首都圏外国人観光客誘客促進委託につきましては、台風19号により市内の主要観光施設が被災を受けたことにより、プロモーション動画作成のための撮影が困難となったため繰越しをするものであります。

次の栃木の魅力を海外へ発信プロジェクト2020につきましては、台風19号により市内の主要観光施設が被害を受けたことにより、海外発信向けのパンフレット等の製作のための撮影が困難となったため繰越しをするものであります。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。3事業目、10款教育費、3項中学校費、中学校洋式トイレ改修事業につきましては、中学校10校のトイレ改修工事が年度内に完成することができないと判断したため繰越しをするものであります。

1事業飛びまして、10款教育費、4項社会教育費、文化会館施設改修事業につきましては、栃木文化会館大ホール監視カメラが故障したため、2月に入札し3月から更新工事をする予定ですが、工期に2か月ほどを要するため、年度内に工事が完了できない見込みであることから繰越しをするものであります。

次の10款教育費、5項保健体育費、第77回国民体育大会開催関係大平体育館改修工事業業につきましては、使用予定のLED照明器具が東京オリンピック関連施設への受注を優先させており、工期内の製作が困難な状況であるため工期を延長したため繰越しをするものであります。

続きまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費に関してであります、農業施設災

害復旧事業（令和元年台風19号災害）（農林整備課）からページ最後の農業施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（岩舟産業振興課）につきましては、国庫補助による災害復旧事業において災害査定等に時間を要し、年度内の工事完了が見込めないため繰越しをするものであります。

恐れ入りますが、12ページをお開きください。4事業目、11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、小学校施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）及び次の中学校施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）につきましては、被害を受けた小中学校の復旧工事が年度内に完了することができないと判断したため繰越しをするものであります。

1事業飛びまして、社会教育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）につきましては、国庫補助対象となる特定地方公共団体として指定されることが必要であります。国の指定期間が2月から3月予定であり、今年度の工事着工が困難であることから繰越しをするものであります。

次の保健体育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）につきましては、栃木県発注による1級河川思川の護岸工事の年度内完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した審議に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でページ数もお知らせ願います。

質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 歳出のほうでお聞きしたほうがいいですか。

79ページ、国庫補助事業プレミアム付商品券事業費、これがもう4億円からの減額になっている。いささか当初予定からしても減額幅が大きいような気がいたします。これについてどのような理由でこれだけの減額になったとお考えになっているのか、お伺いをさせていただきます。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

当初予定では非課税者が約2万7,000人、そして子育て世代ですか、3歳未満のお子様を持っている方を当初3,000人、おおむね3万人を予定をしておりました。ところが、今ご質問がございましたとおり、今回大幅な減額ということで、大きな理由といたしまして、1つは、まず申請関係なのですけれども、子育て世代には直接商品券の引換券が市のほうから行きます。ただし、非課税世

帯の方につきましては、当初ご案内の通知は非課税と思われる方ということで、やはり税務情報を我々のほうが確認できませんので、申請書を出していただいて、それで我々のほうで税務情報を確認して、それから引換券を出すという手続がございますので、そういう手続の面倒くささというのがまず1つあるかと思えます。

あともう一点は、これは大きなところなのかなと思っていますが、やはり非課税世帯、いわゆる低所得者の方につきましては、最大2万円の商品券への出費といえますか、お金については、やはりそれが負担となりまして、商品券を購入すること自体が厳しいのかなと。やはり医療費とか、そちらの違うお金とかのやっぱり一番必要なお金に、お金を費やすということなので、我々の問合せの中では昔の福祉給付金、それと同じようにご負担がかからないものであればというお話はよく問合せで聞きましたけれども、今回の制度はやはりご負担していただいて、プレミアム分がつくということですので、そこら辺かなと。県内でもお話を聞いたところ、やはり大体30から40%ぐらいの数字なので、これは栃木県だけではなく、全国的にそういう兆候が見られていると思えます。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまご説明いただいたとおり、私も知人から同じような話を聞いておりまして、非常に申請がしづらい。申請をして手元に入っても、自己負担を伴うために、ついつい買物をしてしまうと余計な出費がかさんでしまうのだという話をお伺いしたことがあります。これが国庫事業でございますので、本市においてやり方変更等ちょっと厳しいのも重々承知しておりますけれども、今回の事例を踏まえて上への要望として本市から発信をお願いできればと思えますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（坂東一敏君） 要望で。

ほかにありますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 73ページです。移住支援金交付事業費補助金なのですけれども、利用者数はどのくらいだったのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） こちらは、まずこの事業が県でどのくらいいるのかというのを私のほうで確認したところ、県内でこの補助金の制度が、2月下旬で1名だったというのが、これ実態です。その理由を申し上げますと、補助要件というのが非常にこれ厳しい。国の要件がございまして、その補助要件といいますと、具体的には東京都の23区に5年間連続して住むと。もしくは、または東京周辺の千葉県、埼玉県、神奈川県、あと23区以外の例えば八王子市とか多摩市ですか、そういうところにやはり5年間以上住んでいて、東京23区に勤めると、それがまず1つの条件です。

それ以外に、栃木県が今回のこの事業に絡みまして、企業のマッチングアプリサイトというのを

作りまして、そこに県内の栃木市もそうなのですけれども、中小企業がそのサイトに登録して、その登録した企業ではないと、この補助の要件には合っていない。かつ今回の給付金といいますか、1世帯当たり100万円で、独身世帯ですと60万円、そういうことを鑑みますと、やはりちょっと国の制度も非常にこれは使い勝手が悪いというか、なかなか全国的にも使われていないというのがこれ現状ですので、多分県のほうにも我々のほうからはこの制度はとても難しいということで、緩和というか、見直しできないかということで、国のほうもこれは動き出しているという話は聞いてございます。

そういう理由で、栃木市のほうも実際そのアプリサイトにも十何社か入れました。実際ご相談もありました。1月頃、ひょっとしたら栃木市もということで、継続してやっています、1人分の予算は残したのですけれども、この時点だとちょっと厳しいかなということで、それで県内にも聞いてみたら、県のほうからは今のところ1名、日光市でというお話を聞いていますので、まずはこの利用者というよりか、この制度を見直していかないと、なかなか厳しいのかなというのが実情でございます。

○委員長（坂東一敏君） ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） 75ページの農業振興費なのですけれども、担い手農地集積促進補助金で集積が進んだということなののですけれども、面積とかが分かればお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 櫻井課長。

○農業振興課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

栃木市全体で27.4ヘクタールでございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 79ページの先ほどの広瀬委員のプレミアム商品券の関係ですけれども、当初予算が幾らだったのかというのが分かればお願いします。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） これ全体で8億1,548万1,000円です。委託全部含めて。

○委員長（坂東一敏君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 同じく79ページの千塚産業団地の自然環境モニタリング調査事業費ですけれども、どういう調査をするのかというか、調査内容が分かればお願いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 澁江課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） 当初の開発が行われた前に、県条例で20ヘクタール以上の産業団地についてはモニタリング調査をするということに基づきまして、これまでずっとやってきました。内容につきましては、事業地内の沿線約200メートル範囲の中の植物や動物、また地区から1

キ口以内におります鳥類等の調査をし、その中にどのような貴重な植物や動物、当然地区内もそうですけれども、がいるのかと。もしそういうものがいたときに、この開発をもってそこに影響を与えるのか。与えないように保全をするということが目的でこのモニタリング調査を行っており、ビオトープというものをこの区域の中に5ヘクタールほど設けておりますが、そのようなものを設けながら植物の移植をそこに行ったり、あとは近くにいますそういう猛禽類、サシバがおりまして、その餌場になるためのビオトープ、そういうような保全をするということを踏まえながら事前、事業中、事業後というこの3つのステージに分けて影響があるかないかを調査をし、その調査をした結果、保全計画というものをつくって、今までもこの調査、環境影響にないような保全を行ってきているのがこの調査目的、行うための調査を行っています。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかにありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 93ページになります。10款1項3目教育振興費、当然ながらこれ奨学金給付事業についてお伺いをするわけなのですけれども、本市において様々な奨学金給付を行っていらっしゃるんですが、今回このように使用者がいない、少ない、4名でしたか、今回お使いになられる方が。そういった方がなぜ減額になるだけしか出てこないだけの使用者なのか。奨学金というのは全体的に見ますと、ご利用になっている方々が非常に多いにもかかわらず、市の奨学金の利用額が少ないその原因というのをどのように捉えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） まず、今回減額を提案させていただいております篤志奨学金につきましては、とちぎ吾一奨学金ということで、完全給付型の奨学金を制度化しておりますが、こちらの利用が今回4名にとどまったという理由につきましては、この奨学金の要件が、まずほかの給付型の奨学金との併給ができないということが1つ。それと、非課税世帯であると。栃木市の場合、完全な非課税、均等割と所得割、両方とも非課税であるということが条件となっております、特にこの非課税というものが非常にハードルとしては高いというふうに認識しております。

それと、ほかの奨学金が伸びていないという現状につきましては、やはり高校にアンケートを取った形で把握している内容であります、やはり1か月分の給付額がちょっと少ないということで、魅力がちょっと低下している部分があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） たまたま私この吾一奨学金を給付希望された方と偶然出会いまして、お話を聞かせていただきました。確かにほかとの兼ね合いができないということはどういうことかという

と、1年間そっくりの学費といったものには足りない。そのお宅のお子さんは、当然ながらバイトをしながら大学に通うことになるということで話をされておりました。確かに低所得者世帯向けの非常に返還なしで済む給付金ですから、非常にすばらしい制度なのですけれども、この制度内容をもうちょっと多くの方にご利用いただけるように、条件といたしますか、そういったものの再考というのはお考えにはないのでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 奨学生の人数が伸びていないということは当然承知しております、非課税世帯であるというこの条件がかなりハードルとして高い。ほかの給付型の奨学金との併給もできないということで、それも1つ国のほうの高等教育費無償化ということで、給付型の奨学金が開始されましたので、こちらの件数も非常に伸びているというところがございます、本市のこのとちぎ吾一奨学金についても見直しをしなければいけないというふうな認識ではございます。

○委員長（坂東一敏君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一番の問題としては、これは抱き合わせができないというのが一番苦勞するところだというお話を聞いたことがあります。当然ながら低所得者世帯向け、その中でも優秀な子供にも勉強させてやりたいと思う親心というのは当然あるわけでございます、例えばそのとき話の中で1つ出たことがあります。その生徒が奨学金を受けるに当たり、内点といたしますか、点数基準がございますよね。それがほかの子よりずば抜けて高いような子供に対しては、特例として抱き合わせの奨学金給付を認めるとか、そういったある程度の温情というか、優遇措置が取られるような段階的な給付制度への変更というのも視野に入れていただけないかと思うのですが、今後検討していただく価値はあるとお考えでしょうか。

○委員長（坂東一敏君） 江面課長。

○教育総務課長（江面健太郎君） 現状国の高等教育費無償化の給付型の奨学金の成績要件としましては、評定平均で3.5以上ということで、ほぼほぼ申請者が認められている状況でございます、アンケート調査で6校から回答があった状況ですと、400名近い生徒が今回採用になっているという状況でございます、成績がその学校で3.5以上で完全な非課税ではなくて、所得割非課税ぐらいの世帯までは給付型の奨学金の適用が受けられているというような状況を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

川上委員。

○委員（川上 均君） 97ページの学校建設費はいいのでしたっけ。97ページ、学校建設費、中学校トイレ。

○委員長（坂東一敏君） 大丈夫。

- 委員（川上 均君） 10校ということなのですけれども、これで工事が完了すると洋式率というか、そのトイレの改善率はどのくらい、何%くらいになるのでしょうか。
- 委員長（坂東一敏君） 稲田課長。
- 学校施設課長（稲田菊二君） ちょっと手元に資料ございませんので、この後調べて回答させていただきます。すみません。
- 委員長（坂東一敏君） ほかに。
小堀委員。
- 委員（小堀良江君） 関連ですが、中学校洋式トイレは学校の建物の規模によって洋式のトイレの数等々も変わってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の基準というのはあるのでしょうか。
- 委員長（坂東一敏君） 稲田課長。
- 学校施設課長（稲田菊二君） 基準というものはちょっとあえて決めたものはないのですが、各学校その各フロアに対して洋便器を100%設置するという考えと、あとそれに多目的のトイレ、これスペースの関係上ちょっと設置できないので、多目的の手前のちょっと広いスペースで手すりをつけてあげてという洋式トイレの改修工事をメインにするのと、それから小便器については自動洗浄のものに切り替えていく。それから、照明についてはLEDの照明に自動で点滅するものに付け替えていくという、そのくらいの大まかな基準を決めております。それに基づいて改修工事というものを行っております。
- 委員長（坂東一敏君） 小堀委員。
- 委員（小堀良江君） そうしますと、洋式のトイレをワンフロアに1つとか2つとか、そういう基準を設けてやっているというわけではないのですか。
- 委員長（坂東一敏君） 稲田課長。
- 学校施設課長（稲田菊二君） ワンフロアに1つとか2つとかではなくて、全て和便器から洋式に切り替えております。すみません。
- 委員長（坂東一敏君） いいですか。よろしいですか。
ただいまのあれで調べているのですが、ちょっとお時間かかりそうなので、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時18分)

-
- 委員長（坂東一敏君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時35分)

-
- 委員長（坂東一敏君） 先ほど川上委員の質疑に対しまして答弁が留保されましたので、ここで答

弁を求めます。

稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 先ほどの洋式化率ということですが、基本中学校洋式トイレ改修、和式の便器を全て洋式へとする工事でございます。細かい便器の数での水洗洋式化率というものをちょっと算定してございません。中学校の学校単位での計算を、今まで小学校についてもそうだったのですが、学校数での水洗化、洋式化率というので算定してございます。その内容につきましてご説明させていただきます。

中学校につきましては、トータル全てで14校ございます。今回の補正で、今年度のトイレの改修工事を含めまして洋式化が済んでいる学校が6校ございます。ちなみに大平中、西方中、こちらについては新築と同時に洋式化がされており。残り栃木東中、栃木西中、大平南中、都賀中を今回の補正で対応して完了すると。この数字につきまして、現在42.85という学校数での数値となります。残りこの学校の洋式化トイレ、西側と東側にトイレの縦系統の場所が設置されているのですが、半分ずつ工事を進めております。ということで、まだ半分残っている学校が6校ほどございます。栃木南中、皆川中、それから吹上中、東陽中、藤岡一中、岩舟中、こちら6校につきましては令和3年度の工事予定ということで計画して考えております。

今の学校数でいきますと、2校が残っております。残っている学校が寺尾中と藤岡二中なのですが、こちらにつきましては小規模の修繕で、全ての便器設置ではございませんが、部分的に修繕という形で対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、先ほど和式の便座を全部洋式化するというお話でしたけれども、寺尾中に関しては、今のお話だと全て洋式化しないということになりますか。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） 寺尾中と藤岡二中につきましては、全て洋式化ということは今のところ考えておりません。部分的な洋式化ということで考えております。

○委員長（坂東一敏君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、その学校間で不公平感があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺については。

○委員長（坂東一敏君） 稲田課長。

○学校施設課長（稲田菊二君） おっしゃるとおりだと思うのですが、寺尾中、藤岡二中、人数が多い少ないというわけではございませんが、まず多いところを優先ということで整備していきたいと。

状況を見ながら便器の数、どうしても利便性を考えて足りないということであれば、修繕で便器を少しずつ増やすとかということを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 73ページなのですが、移住支援ですか、交付事業、これはどのぐらいの人数を見込んでいて、どれぐらいしか実際。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） これは、まず栃木県では大体120人、半年で120人、栃木市では10人という、人口割での割合ではございましたが、先ほど申し上げたとおりそういう補助要件の厳しさで、実際のところ1名いるかないかというふうな状況でございます。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 何だか聞いていて情けなくなってきたような感じがするのですけれども、いろいろな工場関係ではないけれども、千塚とか何かでは売れて雇用人数も増えているという形なので、努力してくださいとしか言えないのですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（坂東一敏君） 秋間課長。

○商工振興課長（秋間広行君） 先ほど申し上げましたとおり、緩和に向けてそういう要望もしながら一人でも多くの定住移住ができるようなそんなPRもかたがたやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

○委員長（坂東一敏君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂東一敏君） 次に、日程第6、議案第31号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

黒子農林整備課長。

○農林整備課長（黒子俊之君） ただいまご上程いただきました議案第31号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和元年度栃木市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ828億378万9,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

地方債の補正は第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるというものでございます。

それでは、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

それでは、6ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の農業生産基盤整備事業について、起債の限度額を変更するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更がございません。

7ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。7ページは歳入、次の8ページ、9ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入について説明をさせていただきます。

10ページと11ページをお開きください。19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額240万円の減額でありまして、説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰入を減額補正するものでございます。

次に、下段の22款市債であります。1項4目1節農業債は、補正額360万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、歳出の水利施設等保全高度化事

業負担金並びに県営農業用河川工作物応急対策事業負担金が国の補正予算に該当することになったため、増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。6款1項5目農地費についてご説明いたします。補正額は120万円の増額であります。右の説明欄の水利施設等保全高度化事業負担金（栃木）につきましては、県が事業主体として平成30年度から令和2年度までの事業期間を設定しまして進めております大平町真弓地内のゲートポンプの新設でありまして、今年度の県予算の歳出調整によりまして本事業に800万円を追加し、事業を進捗していただけるというものでございまして、これに関わる市の法定負担金を増額するものでございます。

次の県営農業用河川工作物応急対策事業負担金につきましては、同様に県が事業主体として進めている西方町本城地内の小倉堰の改築でありまして、今年度の事業費が確定したことから、これに関わる市の法定負担金を減額補正するものであります。

以上をもちまして、令和元年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂東一敏君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたします。

ただいまから議案第31号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂東一敏君） ご異議なしと認め、したがって議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（坂東一敏君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時48分）